

モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2023年3月1現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第15条 (略)</p> <p>(番号ポータビリティ)</p> <p>第16条 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)は、モバイルアクセス契約の申込みの際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、電気通信サービス(携帯電話等契約又はPHS等契約に係るものに限ります。)の提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>第17条 ～ 第20条 (略)</p> <p>第21条 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、モバイルアクセスサービス契約者(カテゴリーWに係るものに限ります。)が携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 前項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理して頂きます。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略) ～ 第15条 (略)</p> <p>(番号ポータビリティ)</p> <p>第16条 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)は、モバイルアクセス契約の申込みの際に、携帯電話番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、電気通信サービス(携帯電話等契約に係るものに限ります。)の提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>第17条 ～ 第20条 (略)</p> <p>第21条 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、モバイルアクセスサービス契約者(カテゴリーWに係るものに限ります。)が携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 前項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理して頂きます。</p>
--	--

～2023年3月31日	2023年4月1日～														
<p>5 前項までに規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）は、事業法第26条の3第1項に規定する書面によるモバイルアクセス契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。</p>	<p>5 前項までに規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）は、事業法第26条の3第1項に規定する書面によるモバイルアクセス契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。</p>														
<p>第22条 ～ 第53条 （略）</p>	<p>第22条 ～ 第53条 （略）</p>														
<p>（電気通信事業者への情報の通知）</p> <p>第54条 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係るものに限ります。）は、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、モバイルアクセス回線番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p>	<p>（電気通信事業者への情報の通知）</p> <p>第54条 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係るものに限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、モバイルアクセス回線番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p>														
<p>第55条 ～ 第65条 （略）</p>	<p>第55条 ～ 第65条 （略）</p>														
<p>別記</p> <p>1 ～ 4 （略）</p>	<p>別記</p> <p>1 ～ 4 （略）</p>														
<p>5 ボイスモードの通信に係る契約</p> <table border="1" data-bbox="109 1054 1093 1401"> <thead> <tr> <th>契 約</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話等契約</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等契約</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>PHS等契約</td> <td>電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を用いる電気通信サービスに係る契約</td> </tr> </tbody> </table>	契 約	内 容	加入電話等契約	(略)	携帯電話等契約	(略)	PHS等契約	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を用いる電気通信サービスに係る契約	<p>5 ボイスモードの通信に係る契約</p> <table border="1" data-bbox="1144 1054 2125 1209"> <thead> <tr> <th>契 約</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話等契約</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等契約</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	契 約	内 容	加入電話等契約	(略)	携帯電話等契約	(略)
契 約	内 容														
加入電話等契約	(略)														
携帯電話等契約	(略)														
PHS等契約	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を用いる電気通信サービスに係る契約														
契 約	内 容														
加入電話等契約	(略)														
携帯電話等契約	(略)														
<p>6 ～ 21 （略）</p>	<p>6 ～ 21 （略）</p>														

～2023年3月31日	2023年4月1日～																				
料金表 (略)	料金表 (略)																				
別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリ-Wに係るものに限ります。)の基本機能	別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリ-Wに係るものに限ります。)の基本機能																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="109 347 589 395">種類</th> <th data-bbox="589 347 1099 395">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="109 395 589 451">(略)</td> <td data-bbox="589 395 1099 451">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	提供条件	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 347 1612 395">種類</th> <th data-bbox="1612 347 2130 395">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 395 1612 451">(略)</td> <td data-bbox="1612 395 2130 451">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	提供条件	(略)	(略)												
種類	提供条件																				
(略)	(略)																				
種類	提供条件																				
(略)	(略)																				
(注1) ～ (注6) (略)	(注1) ～ (注6) (略)																				
(注7) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。	(注7) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="109 627 589 675">協定事業者</th> <th data-bbox="589 627 1099 675">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="109 675 589 722">1 固定電気通信事業者</td> <td data-bbox="589 675 1099 722">2から4以外の電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 722 589 850">2 PHS事業者</td> <td data-bbox="589 722 1099 850">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 850 589 978">3 携帯電話事業者</td> <td data-bbox="589 850 1099 978">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 978 589 1026">4 国際電気通信事業者等</td> <td data-bbox="589 978 1099 1026">国際電話等役務を提供する電気事業者</td> </tr> </tbody> </table>	協定事業者	内容	1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者	2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者	3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者	4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 627 1612 675">協定事業者</th> <th data-bbox="1612 627 2130 675">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 675 1612 722">1 固定電気通信事業者</td> <td data-bbox="1612 675 2130 722">2から4以外の電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 722 1612 850">2 削除</td> <td data-bbox="1612 722 2130 850">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 850 1612 978">3 携帯電話事業者</td> <td data-bbox="1612 850 2130 978">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 978 1612 1026">4 国際電気通信事業者等</td> <td data-bbox="1612 978 2130 1026">国際電話等役務を提供する電気事業者</td> </tr> </tbody> </table>	協定事業者	内容	1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者	2 削除	削除	3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者	4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者
協定事業者	内容																				
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者																				
2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者																				
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者																				
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者																				
協定事業者	内容																				
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者																				
2 削除	削除																				
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者																				
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者																				
(注8) ～ (注9) (略)	(注8) ～ (注9) (略)																				
(注10) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。	(注10) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="109 1169 589 1217">協定事業者</th> <th data-bbox="589 1169 1099 1217">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="109 1217 589 1265">1 固定電気通信事業者</td> <td data-bbox="589 1217 1099 1265">2から4以外の電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 1265 589 1393">2 PHS事業者</td> <td data-bbox="589 1265 1099 1393">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 1393 589 1513">3 携帯電話事業者</td> <td data-bbox="589 1393 1099 1513">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者</td> </tr> </tbody> </table>	協定事業者	内容	1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者	2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者	3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1169 1612 1217">協定事業者</th> <th data-bbox="1612 1169 2130 1217">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1217 1612 1265">1 固定電気通信事業者</td> <td data-bbox="1612 1217 2130 1265">2から4以外の電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1265 1612 1393">2 削除</td> <td data-bbox="1612 1265 2130 1393">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1393 1612 1513">3 携帯電話事業者</td> <td data-bbox="1612 1393 2130 1513">電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者</td> </tr> </tbody> </table>	協定事業者	内容	1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者	2 削除	削除	3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者				
協定事業者	内容																				
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者																				
2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHSサービスを提供する協定事業者																				
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者																				
協定事業者	内容																				
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者																				
2 削除	削除																				
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者																				

～2023年3月31日		2023年4月1日～	
4 国際電気通信事業者等 (注11) ～ (注12) (略)	国際電話等役務を提供する電気事業者	4 国際電気通信事業者等 (注11) ～ (注12) (略)	国際電話等役務を提供する電気事業者
別表2 ～ 別表4 (略)		別表2 ～ 別表4 (略)	
		<u>附則 (令和5年2月27日 レバN第1535号)</u> <u>1 本約款は、令和5年4月1日から実施します。</u> <u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったモバイルアクセスサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>	